

## 近年の環境情勢について

---

昨年11月、地球温暖化対策に係る2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」がアメリカ、中国、EU、インドなどの批准により、発効の条件である「批准国が55か国以上」及び「批准国の温室効果ガス排出量が世界全体の55%以上」を満たし、採択からわずか1年弱で発効されました。

また、発効直後に開催された第22回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP22）においては、パリ協定のルール作りの作業計画を具体的に定める等の期待された成果を挙げ、順調なスタートが切られました。

多量排出国であるアメリカのパリ協定離脱表明による不安要素はあるものの、他に追随する国はなく、アメリカ離脱後もパリ協定が着実に実行されていくことが期待されます。

我が国は、昨年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定するとともに、発効に間に合わなかったものの同年11月にパリ協定に批准し、その対策を進めていくことを明らかにしています。

また、本年3月には、パリ協定が各国に求めている気候変動対策に係る長期戦略を、我が国が策定するにあたっての目指すべき将来像を示すことを目的として、中央環境審議会地球環境部会が「長期低炭素ビジョン」をとりまとめるなど、取り組みが進められています。

その他、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が平成27（2015）年9月に、150を超える加盟国首脳に参加のもと、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択されています。

環境行政の究極の目標である持続可能な社会を実現するためには、気候変動への対処（低炭素社会の形成）のほか、持続可能な消費と生産（循環型社会の形成）、海洋及び陸域生態系の保全（自然共生社会の形成）を目指す必要があります、私たちのライフスタイルや事業活動の転換が強く求められています。

本市においては、近年の市域のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。これらの内訳を見ると、家庭部門と業務部門の合計が5割を超えている状況です。今後、節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入などを中心に市民・事業者によるライフスタイルや事業活動の転換へ向けて、さらなる取組が必要です。

また、これらの取組を進めるため、引き続き「第2次環境基本計画 改訂版」及び「地球温暖化対策新実行計画改訂版 すいたんのCO2（こつこつ）大作戦R」を着実に推進する必要があります。